

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK15223、SK15126

③施設の情報

名称：小野田陽光園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：施設長 山本 昭正	定員（利用人数）：30名（17名）	
所在地：〒756-0817 山陽小野田市大字小野田 6111 番地 28		
TEL：0836-83-4595	ホームページ：	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和 27 年 4 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 小野田陽光園		
職員数	常勤職員：20名	非常勤職員：4名
専門職員	里親支援専門相談員 (1)名	心理療法担当職員 (1)名
	家庭支援専門相談員 (1)名	個別対応職員 (1)名
施設・設備 の概要	(居室数) 幼児室 1室	(設備等) 心理療法室
	学童個室 4室	外冷蔵庫
	学童室 6室	発電機
		乾燥室

④理念・基本方針

理念 「慈悲」・「恕」・「愛」

児童養護施設への取り組みで最も大事であり要求されるものは人間としての豊かさ（心）を育てることであると捉える。その中核は「慈悲（思いやり）であり「恕」・「愛」といわれるものであろう。

- ・心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成する。
- ・基本的人権の尊重・子どもの最善の利益を考慮し権利擁護を基調に健全育成をはかる。

基本方針

- ・施設づくりは連綿として続いてきた伝統が凝縮されている。養育の基底として捉えなければならない。
- ・職員同士の養護観や理念、使命感を共有して、子ども達に安心した環境を提供することが施設養護の基盤である。

◎子どもを第一主義に物事を考え、一切を「子どもの幸せのために」の立場で実践する。

⑤施設の特徴的な取組

1. 子どもの権利擁護

権利擁護の意識を持つこと。意識向上について、援助会議にて研修を実施している。また、月1回の児童からの聴き取りを実施し、第三者委員への報告をおこない、指導助言を受けている。

2. 施設運営の改善

公益性、透明性を維持し、法令順守、社会的責任、コンプライアンスに基づいた風通しの良い運営について、会議において説明し改善に努めている。

3. 職場環境の改善

居心地がよく、風通しのよい職場であるように安心と信頼に基づく人間関係作り、職員同士の相互理解に努めている。

4. 自立支援

独り歩き、調理実習の実施。

社会生活に必要な基礎的な力、様々な生活技術の習得を目指す。

5. 地域交流の拠点

地域活動への参加と地域交流の場としての行事（ふれあい祭の開催、自治会祭、近隣の老人施設との交流夕食会の開催）の実施。

6. 学校、関係機関との連携

フリールーム（不登校児通所施設）を併設、山口大学付属病院（発達障害等について医師との研修会や通院時に対応への指導・助言を受ける）との連携を行っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 6 月 16 日（契約日） ～ 平成 30 年 3 月 29 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1 回（平成 26 年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

- ・ベテラン職員と新任職員のペアでの勤務体制や担当制が実施されているので、OJTの機能が生かされ、養育・支援の標準的な実施方法が確立しています。
- ・学期ごとの担当別夕食会では、献立・食材購入・調理・後片付けを担当職員と子どもで行っています。食を通じ、自立に向けた体験を定期的実施しています。
- ・毎月の聞き取りを業務として位置づけ、担当者は子どもとの話し合いの時間を確保し、対応すべき案件については速やかに対応する体制ができています。また、第三者委員会を定期的開催し、意見を聞く機会を持つことで、日常の養育・支援に反映させています。

- ・地域の福祉ニーズに応え、フリールームを開設し、不登校児童の指導を行っています。

◇改善を求められる点

- ・権利や性について、日常生活の中で個別には説明をしていますが、定期的に、全体の場でその理解を深めることができるような取組が期待されます。
- ・「最善の利益」にかなった進路の自己決定を支援されていますが、これからは社会情勢の変化や法律の改正等により、多様な支援のあり方が求められます。職員の力量だけでなく、組織として柔軟に対応できるような体制の構築を期待します。
- ・意見箱は児童の目につきやすい場所に設置されることを望みます。
- ・廊下の掲示板は児童が興味をもって目を向けるように、掲示の方法、掲示物の内容、読みやすい字の大きさ等を考慮すると良いと思います。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

職員の勤務年数が長くなると、新鮮な感覚が鈍化し、視野狭窄がすすみ当たり前の感覚が欠如しがちである。専門職として専門性を持つこと。同じ志、同じ方向を向いて職員のチームワーク、一貫した支援の大切さなど、第三者の目で客観的に評価・指摘・指導をいただいたことを肝に銘じ、より良い支援に努めていきたいと思ひます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント> 理念・基本方針は職員への周知はもちろん、子どもや保護者、地域住民や関係機関にも広く周知することが必要です。事業計画、パンフレットに明文化されていますが、誰もが理解できるような工夫を望みます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント> 社会福祉事業の動向分析、地域福祉の動向、地域の子どものに関するデータの分析を行っていますが、十分とは言えません。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント> 課題や問題点については役員並びに職員全員の周知には至っていません。入所児童数が少ない問題等は、取組を進めていますが措置前提の問題があるため、十分ではありません。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c

<コメント> 年度事業の中に、国の小規模化の方針に対応した「家庭的養護推進計画」が記載されていますが、「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」の策定には至っていないと判断しました。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<コメント> 中・長期的なビジョンと、計画に基づいた単年度計画が策定されていないと判断しました。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント> 事業計画の策定は、担当職員が評価を行い、次年度の事業計画へ反映させていますが、職員全員での見直しは行われていません。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
<コメント> 事業計画は、子どもや保護者には配布・説明されていませんでした。		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント> 各種の外部研修への参加、子どもたちの処遇に関する施設内会議、年1回の自己評価、第三者評価の定期的な受審等、養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていますが、十分に機能しているとは言えないと判断しました。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント> 評価結果や課題は共有できており、課題の改善も行ってはいますが、改善実施計画等の策定による実施までには至っていないと判断しました。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 職務分掌、事業計画、職員会議等で施設長自ら施設の経営管理の方針を明確にしており、施設長不在時の権限委任等も明確に示しています。		

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント> 施設長自ら外部研修に積極的に参加し、法改正や各種事件・事故等の情報を収集し、職員会議や日々の引き継ぎ会に参加し、情報を伝達しています。</p>		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント> 外部研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めています。また、児童処遇に関する会議、日々の引き継ぎ会に参加し、養育・支援の質の向上に意欲的に取り組んでいますが、十分とは言えません。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント> 施設の状況に応じた職員配置を整えています。職員会議において経営改善に向けての現状報告を行う等、経営や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮していますが、今後に向けた取組については職員に十分には報告されていません。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント> 養育・支援に関わる専門職など必要な福祉人材を、加算職員の配置等を行うなどして確保・定着させていますが、具体的な計画作成にまでは至っていません。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント> 期待する職員像は事業計画の中で明確にされており、人事基準等は職員会議で全職員に周知しています。職員会議では職務の遂行状況を確認し、職員の意向・意見に耳を貸し、早急に検討がなされています。また、人事基準等についても文書化されています。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント> 職員の就業状況や意向の把握は直接面談をし、随時行っています。職員の定期健康診断も適正に実施されています。しかし、働きやすい職場づくりに向けた課題が出てきた場合の、改善の仕組みの構築が不十分です。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント> 個々の職員の希望と、従事年数に基づき、計画的に外部研修に参加させる等、職員一人ひとりの育成に取り組んでいますが、職員個々の目標設定までには至っていません。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b

<p><コメント> 計画を策定し、教育・研修を実施していますが、内容やカリキュラム等の評価・見直しが行えていません。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	a
<p><コメント> 職員個々に経験年数、専門性に対応した研修を実施しています。外部研修の情報提供も積極的に行っています。また、新任職員には個別にOJTを行っています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	b
<p><コメント> 受け入れ担当者を決め、「実習生のしおり」を作成し、指導対応を行っていますが、マニュアル化、プログラム化が十分ではありません。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	b
<p><コメント> 情報公開が必要なものは、広報誌「ようこうえんだより」に掲載していますが、広報誌の配布先が地域までには至っていません。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a
<p><コメント> 公認会計士等の外部の専門家によるチェックや指導・助言により、経営改善を行っています。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 「ふれあい祭り」の開催、老人ホームとの交流会等、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていますが、地域との関わり方についての基本的な考え方を文書化していません。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	b
<p><コメント> 「ボランティアへの注意事項」を作成し、ボランティア等の受け入れを行っていますが、基本姿勢を明文化していません。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等と</p>	b

	の連携が適切に行われている。	
<p><コメント> 各所から配布される資料やインターネットの活用により、社会資源の情報を収集し、職員会議や日々の引き継ぎ等で情報共有をしています。関係機関等との連携もその都度実施されていますが、社会資源等を明示したリストや資料が作成されていません。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<p><コメント> 園祭として「ふれあい祭り」を開催し、地域住民と交流する中で、施設の機能をPRしています。地域の子ども会の会場等として施設スペースを活用してきましたが、昨年度子ども会が廃止されました。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント> 不登校通所施設(フリールーム)を開設し、活発に活動しています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント> 子どもを尊重した養育・支援のための実施計画を策定し、毎月の職員会議でその月の計画に反映させ、実践につなげています。また、児童の個々の養育・支援については自立支援計画書に基づき、職員が共通理解をし、実践しています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	c
<p><コメント> 個人情報保護規程はありますが、プライバシー保護のマニュアルは作成していません。マニュアルの整備と子ども、保護者への周知が必要です。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p><コメント> 養育・支援の内容等についての情報提供は、パンフレットと簡単な補足資料により行われていますが、十分ではありません。子どもや保護者等に向けた、より分かりやすい施設紹介が必要です。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント> 子どもには「子どもの権利ノート」で、保護者には「ご家族の皆様へ」を活用して説明していますが、ルール化されていません。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>〈コメント〉 家庭復帰は、児童相談所や保護者と連携をとって行われています。他施設への措置変更は、当施設での状況等を情報提供書にまとめ、支援の継続に配慮しています。就職する子どもには連絡先、その他相談窓口を記入した冊子を説明し手渡ししています。子どもや保護者に対し、アフターケアの計画が提示できればより良いと思います。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉 児童毎日会が毎晩行われており、子どもの思いを十分把握できています。この会では同時に要望も多く聞かれています。早急な対応が必要な場合は翌日、職員間で検討し、次の毎日会で説明しています。児童が参画する検討会議が実現するとより良いと思います。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>〈コメント〉 苦情解決の体制はできています。意見箱も設置されていますが、子どもや保護者に対して苦情解決の仕組みを分かりやすく説明していません。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>〈コメント〉 子どもからの相談はそれぞれの希望した場所で聴くなどの配慮がなされていますが、文書等には明記されていません。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>〈コメント〉 子どもからの各種の相談や意見は、職員の当番日誌等で周知を図り、可能な内容であれば聞き取り後、直ちに引き継ぎ会で検討し、対処されています。全体での協議が必要な場合はそのことを子どもに伝え、職員会議で検討・対応しています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>〈コメント〉 「緊急時対応マニュアル」に基づき対応しています。また、ヒヤリハット相互注意制度を活用し事例収集を行い、改善や再発防止の対応を行っています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉 感染症対応マニュアルに沿って取り組んでいます。感染症が拡大する時期には、日々の引き継ぎ会等で注意事項等の説明や、医療機関・学校からの情報を共有しています。しかし、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会を行う等の取組は不十分です。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b

〈コメント〉 防災マニュアルにより基本的な対応を行っています。行政機関からの情報を基に想定される災害の影響把握を行い、必要な対策を講じています。子どもの安全確認の方法、職員への連絡網も整備されています。食品や備品の管理者を決め、マニュアルに明記しています。火災想定避難訓練は消防署と連携して実施しています。しかし、地域や各種機関との連携の構築には至っていません。

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	b
〈コメント〉 「新任教育の流れ」として文書化されたものによって、養育・支援が実施されていますが、標準的な実施方法が確立しているとは言えません。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
〈コメント〉 児童自立支援計画を毎月チェックし、6ヶ月に1回は再評価しています。子どもの意見を聞き取り、支援計画へ反映させていますが、検証・見直しの仕組みが十分に確立しているとは言えません。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	b
〈コメント〉 前年度担当者のアセスメントにより、支援計画の基本が策定されています。策定責任者の名目はありませんが、実質的には施設長が責任者と考えられます。しかし、「各部門の担当者の意見を集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容決定までを統括し、保護者等への連絡説明等を行う」といった、責任者に求められる役割を十分に果たすまでには至っていません。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	b
〈コメント〉 自立支援計画の見直しは定期的に行われていますが、子どもの意見把握や、同意を得て見直す仕組みは確立出来ていません。		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
〈コメント〉 職員共用の「当番日誌」「幼児日誌」「処遇経過記録表」は、詳細に記録されており、職員間で共有されています。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
〈コメント〉 個人情報保護規程により各種の記録の保管、管理、保存を行っています。しかし、取り扱いについて、子ども、保護者への説明がなされていません。		

内容評価基準（41 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
<p><コメント> 子どもにとって最善の利益になっているか、職員会議や支援計画見直し時に検証しています。日々の養育・支援について引き継ぎ等で随時話し合い、施設長や養護課長代理からスーパービジョンを受けて対応しています。また、先輩職員と新任職員のペアで勤務体制を組み、職員間においても常に話し合える環境づくりができています。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
<p><コメント> 子どもから「聞きたい」という要望が出た時、児童の発達段階や個々の事情に配慮しながら適切に話をしています。伝達の内容や方法等はケース会議等で検討し、そのフォローは担当職員を中心に適切に行われています。子どもにとって影響が大きく、自己形成の視点からも重要な事柄なので、研修の実施や細部にわたる実施方法の更なる検討を継続されることを期待します。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
<p><コメント> 自己や他者の権利について日々の子どもとの関わりや、毎日の個別の聞き取りで理解できるよう対応し、権利ノートはいつでも気軽に閲覧できるよう工夫しています。定期的に全体の場で、子ども達に向けて権利についての理解を深める機会を確保することが、今後の取組として望まれます。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかみや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b
<p><コメント> 職員は児童との良好な人間関係を築くため、日常から個別的な関わりを持つよう努めています。居室のメンバーを縦割りにする、行事準備の協働作業で他者を思いやる心を育てる、トラブルによる関係修復は子ども同士でできるよう見守る等の支援をしています。今後、地域での異年齢交流ができる取組が活発になることを期待します。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格をめるような行為を行わないよう徹底している。	a

<p><コメント> 就業規則に体罰禁止が明記されています。会議等での施設長からの注意喚起や、「全養協の人権擁護のためのチェックシート」の活用等、職員の意識を高める取組を行っています。第三者委員会は年3回実施し、児童からの聞き取り結果の報告、施設の体罰等予防への取組について報告し、助言・指導等を受けています。</p>		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント> 不適切事案が発生した場合の対応や、各種規程に基づき厳正に処分する仕組みが整えられています。「全養協のチェックシート」をもとに職員に研修会等で不適切事案の防止を徹底し、施設独自の「ヒヤリハット相互注意制度実施要綱」を活用して日々の引き継ぎや子どもからの聞き取り等を実施し、不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいます。ヒヤリハット報告書の内容は記録され、定期的に職員に開示されています。</p>		
A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
<p><コメント> 被措置児童等虐待対応マニュアルが整備され、虐待の届出・通告がきちんとできる体制になっています。事案が発生した時は、施設内で検証するとともに第三者委員会を開催し、外部委員の意見を聞きながら、迅速に対応できる体制が整備されています。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
<p><コメント> 子どもや保護者等の思想や宗教の自由を保障しています。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
<p><コメント> 入所時の不安の解消を図るため、入所前に名前のシールを貼る等温かく迎える準備をする、入所前の施設見学時には担当予定職員が可能な限り同席する、生活準備も同室の児童や担当職員と一緒にいる等、一貫した対応がなされています。今後は入所手順を文書化し、定期的に見直しを行うことが望まれます。</p>		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント> 毎日児童会や日常生活での子どもの意見は職員会議で検討され、実施困難な意見については子どもに十分に説明をしています。また、園生活について各種の約束事を掲示し、その都度子どもと職員と一緒に確認することで、子どもへの説明をする機会を確保しています。このような方法で生活改善に向けて子どもと一緒に取り組んでいます。施設側の設備や体制等の理由で子どもの意向に沿えない部分については、今後の工夫に期待します。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援してい	b

	る。	
<p><コメント> 図書の購入には子どもの意見が反映されています。テレビやゲームの使用は約束事を決めて実施されていますが、台数が不足している現状です。余暇支援においては、自立に向け、子どもの世界がさらに広がるような新しい体験につながる活動を、今後職員が支援するよう期待します。</p>		
A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
<p><コメント> 限られたお金の計画的な使用や金銭の自己管理ができるよう、積立金・使用目的を定めた貯金・欲しい物等の項目に分け、子どもが小遣い計画を立てることができるような支援を実施しています。また、定期的な夕食会で、職員と一緒に食材を購入するという体験を通し、金銭感覚が身につくように支援しています。さらに、退所後の生活における対処法を細かく記載した「独り歩き」を作成しています。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
<p><コメント> 児童相談所と連携して適切な支援を行っています。家庭復帰後の状況把握についての記録が十分ではないので、今後記録の整備について検討を期待します。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
<p><コメント> 事例は少ないですが、児童相談所と協議しながら措置を継続した実績があります。今後も、措置継続や措置延長への対応が組織的に行えるよう、体制の整備が望まれます。</p>		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント> 施設連絡先を記入した冊子「独り歩き」を用い、自立後の生活のイメージができるよう支援しています。また、「ふれあい祭」に卒園児を招待して近況を聞く等、卒園児への対応を実施していますが、対応記録の整備ができていない等、組織的に取り組むための体制整備が検討されることを望みます。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p><コメント> 入所する子どもの経過や家庭状況等を把握し、子どもの状態等を援助会議で協議するなど、職員全員が子どもを理解し心に寄り添い、共に課題に向き合おうと努めています。日々の対応についても、引き継ぎ会等で協議しています。今後は聞き取りだけでなく、利用者アンケート実施の検討が望まれます。</p>		

A⑪	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント> 生活のルールについての約束事を掲示し、子どもの疑問等には職員と一緒に掲示を確認し、説明をする場を設けています。決められた基本的な生活リズムで生活することの大切さを子どもに説明し、改善の要望については、できるだけ早く子どもに返事ができるよう工夫をし、職員が子どもと一緒に生活している姿勢が窺われました。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るといった姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p><コメント> 複数担当制を取り、チームとして対応しているので、新任職員の子どもへの接し方については、一緒に組んでいる先輩職員が指導助言することができています。子どもを見守りながら、状況に応じた対応がなされています。</p>		
A⑱	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p><コメント> 幼児の保育については、年間指導計画に沿った年間保育計画を策定し、子どもの発達状況に応じて週案を立て、月間目標に向けた支援を行っています。学校や地域の行事連絡やお知らせは廊下に掲示し、子どもの要望に応じた対応をしています。子どもの発達段階に応じて、適切な対応をする姿勢や環境を用意していることが施設見学で窺われました。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント> 施設生活のルールは約束事として掲示することで容易に確認できるようになっており、時には職員と一緒に見て確認できるよう工夫がなされています。また、支援日誌に職員の子どもへの声かけの様子を記録し、立ち振舞いに気を付ける等、職員が穏やかな雰囲気づくりを心掛け、模範を示せるよう相互確認をしています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A㉑	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p><コメント> 食器はできるだけ陶器を使い、食事開始から15分は指導的な声かけを控え、楽しい話題で食事ができるよう心掛けています。部活等で遅く帰った子どもが夕食を取る時は、できるだけ職員が傍につき孤食させないことや、食事の適温提供等の配慮がされています。</p>		
A㉒	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
<p><コメント> 定期的な嗜好調査や残菜調査を実施した結果を反映して献立を作成しています。子どもへのアンケート調査結果を掲示することで、食についての意識づけや関心に繋がっています。栄養士と直接処遇職員との連携が十分なされており、子どもの嗜好や個々の健康状態に配慮した食事が提供されています。</p>		
A㉓	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
<p><コメント> 給食運営会議の毎月開催、年間の食事指導計画の策定、食に関する掲示等で食育を推進しています。食事時間に栄養士が同席し、食材の説明などを子ども達にしています。</p>		

<p>栄養についての正しい知識を教える、ナイフ等を使う機会を増やす等、食育の取組が更に充実するような工夫が望まれます。</p>		
<p>A-2-(3) 衣生活</p>		
A⑳	<p>A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	a
<p><コメント> 常に衣類は清潔で、季節に合ったもの、TPOにあった衣類が用意されています。アイロンがけや修繕は、保母室の子どもの見えるところで行っています。衣替えも定期的に子どもと一緒にしています。靴も成長に合ったものが提供され、毎週洗って清潔にしています。</p>		
<p>A-2-(4) 住生活</p>		
A㉑	<p>A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。</p>	a
<p><コメント> 掃除が行き届き、施設の至るところに子どもや卒園児の絵や習字、生け花等が飾られています。また、生き物を飼っており、温かみのある住環境を工夫しています。居室の掃除は子どもが行い、その習慣が身についています。洗面台は湯が出るように整備されており、子どものニーズに合わせた改善も実施されています。</p>		
A㉒	<p>A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。</p>	b
<p><コメント> 高学齢児童から優先的に個室になるよう配慮しています。園舎の構造上の問題で対応が難しいところは、約束事を設ける等の工夫で対応しています。一人ひとりの子どもが安心を感じる場の確保に向け、更なる取組が実施されることを期待します。</p>		
<p>A-2-(5) 健康と安全</p>		
A㉓	<p>A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。</p>	a
<p><コメント> 職員当番日誌や病床日誌に細かな健康状態が記録され、次の勤務職員が確認把握できるようにしています。うがいや爪切り等は、発達に応じて自ら行えるよう支援しています。衛生管理も定期的な実施が徹底されています。また、児童毎日会では、登下校中や外出時の交通安全について注意喚起を行っています。</p>		
A㉔	<p>A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。</p>	b
<p><コメント> 子どもの健康状態や発達状態を把握し、嘱託医等医療機関と連携して専門医を受診しています。服薬については、医師から直接説明をしてもらい職員が補足し、服薬管理や薬歴は職員が対応しています。服薬状況や健康状況は、病状日誌や引き継ぎで職員間の共有を行っています。看護職員が未設置で保健担当の保育士が中心に対応していますが、医療や健康について学習する機会を増やすことについて検討が望まれます。</p>		
<p>A-2-(6) 性に関する教育</p>		
A㉕	<p>A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	b
<p><コメント> 年齢相応に健全な他者との付き合いができるような助言や、子どもの疑問等に応える等、個々の職員がその都度対応しています。今後は施設として、子どもや施設の実情</p>		

に沿った性教育のカリキュラムの作成とその見直しの実施、子どもを対象とした学習会の実施等の支援の充実が望まれます。		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A③①	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
<p><コメント> 各居室に個々のダンスやロッカーが準備されており、衣類等が他児と混同することなく自ら片付けることができ、また日常的に担当職員と一緒に片付けることで、片付け方を教えています。できる限り他児との共有の物をなくす工夫をしていますが、今後は食器類の個人所有化に工夫が期待されます。</p>		
A③②	A-2-(7)-② 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
<p><コメント> 個人のアルバムが用意され、記録を収集して児童と職員と一緒に写真を整理しながら、成長の過程を振り返ることができています。アルバムの整理は毎年度初めに担当職員から指示があり、職員によってアルバム作りに差がないようにしています。個人保管を希望する児童は個人保管ができ、施設で保管している児童はいつでも閲覧できるよう配慮されています。児童が退所する時にアルバムを手渡しています。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A③③	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p><コメント> 行動上の問題に対しては、緊急時対応マニュアルに沿って、当事者への個別対応や他児の安全確保に全職員が対応しています。また、会議で当面の対応や生活環境の立て直し等の検討がなされています。必要に応じて児童相談所や関係機関との連携もなされています。行動上の問題に対して、適切な援助技術の習得に向けた取組のさらなる充実が望まれます。</p>		
A③④	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	b
<p><コメント> 職員が模範となり、人権に対する意識を育むよう支援し、毎月の聞き取り等で暴力等の早期発見に努めています。問題の発生する要因を考え、不定期の園内巡回や居室での子どもの言動や人間関係にも目を配り、問題発生の予防に努めています。問題発生の予防に向けた、人権に対する意識を施設全体へ徹底するような取組の充実が望まれます。</p>		
A③⑤	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努める。	a
<p><コメント> 強引な引き取りの可能性がある場合は、児童相談所から事前に連絡があり、対応についても児童相談所や警察等と連携を取って対応しています。職員だけでなく子どもにも周知し、子どもの安全確保を優先とした対応を検討し、実施しています。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		
A③⑥	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b

<p><コメント> 心理士が日常生活の対応を行い、医療機関の心理士との連携も行っています。心理的治療が必要な子どもには、個別・集団での心理的支援を実施しています。職員へのスーパービジョンも行われています。自立支援計画に心理士による支援内容も盛り込んでいますが、プログラム化がなされていません。</p>		
<p>A-2-(10) 習・進学支援、進路支援等</p>		
A 36	<p>A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 個々の子どもの状況や特性に応じて、学習室や会議室で学習ができる環境が整えられています。また個々の机を衝立で仕切るなどの配慮をし、学習に集中できるような工夫がなされています。高校受験生には学習ボランティアを活用し、園独自で基礎学力定着のためのプリントを準備し実施しています。また、学校と連携し、通級による指導や、特別支援学級・特別支援学校等への通学を支援しています。</p>		
A 37	<p>A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</p>	b
<p><コメント> 子どもや保護者、学校、児童相談所の意見を十分聞き、進路選択の支援をしています。奨学金等の情報提供や、進路決定後のフォローアップも可能な限り実施しています。中卒児・高校中退児の入所継続による支援の実績はありませんが、今後対応できるような体制の構築を期待します。</p>		
A 38	<p>A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。</p>	b
<p><コメント> 学校で許可されたアルバイトや学校による現場実習・職場体験に積極的に取り組んでいます。その中で子どもが抱える課題やストレスを把握し、個々に支援しています。資格取得についても積極的に奨励しています。施設独自の実習先や体験先の開拓等にもどのように取り組んでいくかについて、検討が望まれます。</p>		
<p>A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
A 39	<p>A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	b
<p><コメント> 一時帰省や外泊、外出からの帰園後の子どもの様子を観察し、実施中に保護者への様子伺いを行い、保護者の不適切な関わりの有無の把握に努めています。また、子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を文書等で保護者に案内し、参加協力を努めています。現在は家庭支援専門相談員を中心に相談に対応されていますので、今後は施設全体で家族関係調整や相談対応を実施する体制の検討が望まれます。</p>		
<p>A-2-(12) 親子関係の再構築支援</p>		
A 40	<p>A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	b
<p><コメント> 家庭支援専門相談員を中心に、親子関係の再構築のための支援方針を検討し、施設全体で共有しています。児童相談所との連携を取りながら、家庭支援を行っています。今後は家庭訪問の実施や、家族の養育力向上のための事業への積極的な取組を期待します。</p>		
<p>A-2-(13) スーパービジョン体制</p>		

A④	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
<p><コメント> 園長、養護課長代理等の幹部職員がスーパーバイザーの役割を担っており、いつでも相談できる体制が確立し、職員が一人で問題を抱え込まないように働きかけています。また、職員間で助言し合うことを通じて、施設全体の質の向上に取り組んでいます。</p>		